

患者様へのお知らせ

医療情報取得加算について

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証による診療情報、又は問診票等を通して、患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、次のとおり診療報酬点数を算定いたします。

- 初診時 1 点
- 再診時（3 ヶ月に 1 回） 1 点

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご理解、ご協力をお願いいたします。

福島労災病院